

豊田市中央図書館蔵安倍季良撰『律呂（山鳥秘要抄）』翻刻校注（三）

明 木 茂 夫

はじめに

本稿は豊田市中央図書館所蔵『律呂』、即ち『山鳥秘要抄』の翻刻及び校注である。底本の詳細については拙稿「豊田市中央図書館蔵安倍季良撰『律呂（山鳥秘要抄）』翻刻校注（一）」（『国際教養学部論叢』第12巻第1号中京大学国際教養学部二〇一九）の「解題」、及び「豊田市中央図書館蔵安倍季良撰抄本『律呂』について——解題及び『山鳥秘要抄』諸伝本との比較」（武内恵美子編『近世日本と楽の諸相』京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター二〇一九）をご覧いただきたい。今回の（三）には、

- 7、唐燕楽二十八調略図（第47葉表～第48葉表）
  - 8、今伝来調子根元之事（第49葉表～第54葉裏）
  - 9、本朝の楽書むかしは廿八調の儀所見の事（第55葉表～第57葉表）
  - 10、跋一（第58葉表～第60葉表）
  - 11、跋二（第61葉表～第61葉裏）
  - 12、かへしものうたの事（第62葉表～第64葉表）
- の各条の翻刻と校注を収めた。その他の条については拙稿その（一）と（二）を参照されたい。
- ここで参照した『山鳥秘要抄』とそれに直接関連する主な抄本は次の如くである。
- 1、安倍家所蔵『山鳥秘要抄』 Ⅱ 安倍家原本

- 2、彦根城博物館所蔵『山鳥秘要抄 律』 〓彦根本
- 3、京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵『山鳥秘要抄』 〓京大本
- 4、国会図書館所蔵『山鳥秘要抄』 〓国会図書館本
- 5、静嘉堂文庫所蔵『山鳥秘要抄』 〓静嘉堂本
- 6、東北大学附属図書館和算資料平山文庫所蔵『律呂抄』 〓東北大本
- 7、山井景昭氏所蔵本『楽律抄』 〓山井家本
- 8、東京藝術大学附属図書館所蔵『山鳥秘要録中律呂之論』 〓藝大本
- 9、西尾市岩瀬文庫所蔵『呂律反音事』 〓岩瀬文庫本

※本稿は平成三十年度科学研究費補助金基盤研究(C)「南宋の文人歌曲創作論における転調理論の研究」(18K00149)の研究成果である。  
※本翻刻校注の(二)は近日中に完成見込みであるが、本稿(三)脱稿時点で未完である。そこで(三)の刊行が遅くなるよりはと、敢えて(二)の脱稿前に(三)を入稿することとした。そのため刊行時期が前後することとなったこと、お詫び申し上げます。

## 翻刻・校注

## 凡例

- ・原則として常用字体を用いた。但し、一部底本の表記に従ったものもある。例えば「聲」と「声（異体字）」は一定の使い分けをしている可能性もあるようなので底本の表記に従った。また「一越調」「壹越調」は「壹越調」とするなど、調子の名前も表記を統一した部分がある。
- ・底本本文に無い句読点、濁点・半濁点を補った。
- ・底本の朱墨部分は太字を以て表記した。
- ・「フ」は「こと」とするなど、合略字は仮名に起こして表記した。
- ・「々」「ゝ」「ゝ」「く」等のおどり字は原則として底本に従うが、句読点を跨ぐ場合など一部本来の文字に改めた箇所がある（例えば「宮生徴、  
ゝ生商」↓「宮生徴、徴生商」）。
- ・割り注（もしくはそれに準ずる注）は「」内に収めた。上欄の頭注は本文上方に置いた。
- ・翻刻本文の改行は底本の改行位置に従った。但し割注が次の行に跨がる場合はこの限りではない。
- ・底本の頁の切れ目を「」を以て示した。
- ・底本の文字を翻刻に於いて改めた箇所については【校記】で説明を加えた。
- ・傍書はできる限り原本に近い形で記した。但し、小字の傍書、もしくはいわゆる「見せ消ち」によって本文の誤字を修正している箇所については、本文の誤りを修正し、傍書や見せ消ちは省略した上で【校記】にその旨を記した。
- ・本文の文字の右に添えた※は後に【校記】が、○は後に【注】があることをそれぞれ示す。

7 唐燕楽二十八調略図 (第47葉表、第48葉表)

	宮	商	角	変徵	徵	羽	変宮
黄鐘均	正宮 黄	大石 太	大石角 <sup>*</sup> 姑	蕤	林	盤涉 南	応
大呂均	高宮 大呂	高大石 夾	高大石角 仲	林	夷	高盤涉 無	黄
夾鍾均	中呂宮 夾	双調 仲	双角 林	南	無	中呂調 黄	太
中呂均	道調宮 仲	小石 林	小石角 南	応	黄	平調 <sup>**</sup> 太	姑
林鍾均	南呂宮 林	歇指 南	歇指角 応	大	太	高平調 姑	蕤
夷則均	仙呂宮 夷	林鍾商 無	商角 黄	太	夾	仙呂調 仲	林
無射均	黄鍾宮 無	越調 黄	越角 太	姑	仲	黄鍾調 林	南

又以変宮為角事、樂府雜録宋史に見へたり。

私云、此二十八調は唐の法なり。則宮

商角羽の四声各七調あり。総廿八

調也。此内六調を我朝に用らる。

越調、太食調、双調〔以上皆商調也〕

平調、黄鐘調、盤渉調〔以上皆羽調也〕

此子細を能く得意すれば、本朝にて

申伝たる呂調律調半呂半律の子細

皆此音を具したり。是天地自然の理

也。委しき巨細奥に注しぬ。\*

【校記】

※大石角 底本・京大本・静嘉堂本・東北大本「大石角」に作る。国会図書館本「大石角」に作る。宮調俗名に於いては通常「大石調」の角調式たる「大石角」の名称が用いられるため、今「大石角」に従う。

※平調 国会図書館本「平調」の上に朱墨で「正」字を書き込み、「正平調」に修正している。この直後に季良が言及する（唐）段安節『樂府雜録』に於いては、「別楽識五音輪二十八調」の「平声羽七調」に、

第二運正平調

とあり、「正平調」という呼び名も知られていたと考えられる。また直接の関連はないが、当時しばしば参照されていた『事林広記』（元至順刻本、元禄十二年刻本）「楽星図譜」「律生八十四調」の「太簇」の項目に、

呂名仲呂羽 俗呼正平調

とあり、ここにも「正平調」の名称が用いられている。

※（末尾） 藝大本、末尾に他本にない以下の本文を有する。

絃管調ヲ異ニスルコト古ヨリノ例ナリ。積算大成樂章

迎神樂咸和ノ曲、羽調凡六變〔各以其羽起調畢曲〕。歌中呂奏

黄鐘、歌林鐘奏太簇、歌南呂奏姑洗、歌應鐘奏

蕤賓、歌大呂奏夷則、歌夾鐘奏无射。

本朝ニモ一越調双調ナド、絃ハ宮調管ハ奏商調曲モ

アリ。皆此類ナリ。自余猶有之事ナリ。又――

以比巴雙調合笛一越調沙汰調、以比巴風香調

合笛黃鐘調盤涉調、以比巴返風香調合笛

雙調水調、以比巴黃鐘調合笛平調□調、以

比巴返黃鐘調合笛太食調乞食調、以比巴清調

合笛平調盤涉調、以比巴平調合笛盤涉調、是

等皆絃管異調和ノ事也。

藝大本のこの箇所、「又」の下に約四字分の縦線があるが、この箇所は他本には見えないため、省略された本来のテキストが何であったかは不明。また「平調」の次に空格の□が一つ置かれているが、同様にこの欠字が何であったかは不明。

【注】

○燕樂二十八調 本略図に示された二十八の調を図示するならば次のようになる。それぞれの均に於ける宮、羽の各調式の七声を、十二律呂に対応させて配置してある。

黄鍾均				均調式		調	
羽	角	商	宮	正宮	宮	壹	黄
盤涉	大石角	大石				断	大
						平	太
		商	商			勝	夾
	角	角	角			下	姑
						双	仲
	变徵	变徵	变徵			鳧	蕤
	徵	徵	徵			黄	林
						鸞	夷
羽	羽	羽	羽			盤	南
						神	無
变宮	变宮	变宮	变宮			上	応
宮	宮	宮				壹	黄
						断	大
商	商					平	太
						勝	夾
角						下	姑
						双	仲
变徵						鳧	蕤
徵						黄	林
						鸞	夷

林鍾均				均 調式 調	林
羽	角	商	宮		
高平調	歇指角	歇指	南呂宮	宮	黄
					鸞
		商	商	盤	南
				神	無
	角	角	角	上	応
				忝	黄
	変徵	変徵	変徵	断	大
	徵	徵	徵	平	太
				勝	夾
羽	羽	羽	羽	下	姑
				双	仲
変宮	変宮	変宮	変宮	鳧	蕤
宮	宮	宮		黄	林
				鸞	夷
商	商			盤	南
				神	無
角				上	応
				忝	黄
変徵				断	大
徵				平	太
				勝	夾

仲呂均				均 調式 調	仲
羽	角	商	宮		
平調	小石角	小石	道調宮	宮	双
					鳧
		商	商	黄	林
				鸞	夷
	角	角	角	盤	南
				神	無
	変徵	変徵	変徵	上	応
	徵	徵	徵	忝	黄
				断	大
羽	羽	羽	羽	平	太
				勝	夾
変宮	変宮	変宮	変宮	下	姑
宮	宮	宮		双	仲
				鳧	蕤
商	商			黄	林
				鸞	夷
角				盤	南
				神	無
変徵				上	応
徵				忝	黄
				断	大

夾鍾均				均 調式 調	夾
羽	角	商	宮		
中呂調	双角	双調	中呂宮	宮	勝
					下
		商	商	双	仲
				鳧	蕤
	角	角	角	黄	林
				鸞	夷
	変徵	変徵	変徵	盤	南
	徵	徵	徵	神	無
				上	応
羽	羽	羽	羽	忝	黄
				断	大
変宮	変宮	変宮	変宮	平	太
宮	宮	宮		勝	夾
				下	姑
商	商			双	仲
				鳧	蕤
角				黄	林
				鸞	夷
変徵				盤	南
徵				神	無
				上	応

大呂均				均 調式 調	大
羽	角	商	宮		
高盤涉	高大石角	高大石	高宮	宮	断
					平
		商	商	勝	夾
				下	姑
	角	角	角	双	仲
				鳧	蕤
	変徵	変徵	変徵	黄	林
	徵	徵	徵	鸞	夷
				盤	南
羽	羽	羽	羽	神	無
				上	応
変宮	変宮	変宮	変宮	忝	黄
宮	宮	宮		断	大
				平	太
商	商			勝	夾
				下	姑
角				双	仲
				鳧	蕤
変徵				黄	林
徵				鸞	夷
				盤	南

均調式				均調式	調
羽	角	商	宮		
仙呂調	商角	林鍾商	仙呂宮	宮	夷
					鸞
					盤
		商	商	神	南
					無
					上
	角	角	角	壺	心
					大
					太
					夾
	変徵	変徵	変徵	下	姑
	徵	徵	徵	双	仲
					蕤
					梟
羽	羽	羽	羽	黄	林
					夷
変宮	変宮	変宮	変宮	盤	南
宮	宮	宮		神	無
					上
	商	商		壺	心
					大
					太
	角			平	夾
					勝
	変徵			下	姑
	徵			双	仲
					蕤
					梟

無射均				均調式	調
羽	角	商	宮		
黄鍾調	越角	越商	黄鍾宮	宮	無
					上
		商	商	壺	心
					大
	角	角	角	平	太
					夾
	変徵	変徵	変徵	下	姑
	徵	徵	徵	双	仲
					蕤
					梟
羽	羽	羽	羽	黄	林
					夷
変宮	変宮	変宮	変宮	盤	南
宮	宮	宮		神	無
					上
	商	商		壺	心
					大
					太
	角			平	夾
					勝
	変徵			下	姑
	徵			双	仲
					蕤
					梟

○樂府雜錄（唐）段安節撰『樂府雜錄』には「以變宮為角」に直接相当する文言は見えない。その「別樂識五音輪二十八調圖」に、

用宮商羽、並分平上去入四声。其徵音有其声、無其調。

とある。「徵」に声はある（有其声）が調はない（無其調）というのは、雅樂調の徵調式は俗樂調の宮調式に等しく、よって実際に徵調の音程は用いるものの敢えて徵調という調式名を立てないことを言う。その場合、雅樂調の「變宮」は俗樂調の「角」に相当することになり、事実上ここに言う「變宮を以て角と為す」（以變宮為角）と符合する。一方『守山閣叢書』所収『樂府雜錄』の錢熙祚の跋に、

胡竹軒樂律表徵乃謂、上為變宮、變宮為角、上平犯下平為徵。

とあるが、錢熙祚の跋を季良が見た可能性は低からう（『守山閣叢書』は道光二十四年即ち一八四四年の刊）。

○宋史『宋史』卷一百四十二「樂十七」の「燕樂」の条に次のようにある。

俗樂以閏為正声、以閏加變、故閏為角而実非正角。此其七声高下之略也。

ここに言う「閏」は「變宮」に同じ。また同じ条に次のようにある。

變宮變徵既非正声、而以變徵為宮、以變宮為角、反紊乱正声。

## 【参考文献】

- 『楽府雜錄校注』（唐）段安節撰、元娟莉校注（上海古籍出版社二〇一五）
- 『樂府雜錄疏証』（唐）段安節撰、曾猷飛疏証（江西教育出版社二〇一五）
- 『樂府雜錄』（唐）段安節撰、（清）錢熙祚跋、（清）錢熙祚編『守山閣叢書』所收、道光二十四年（一八四四）
- 『段安節『樂府雜錄』詁注稿（1）（2）（3）』中純子著（『中国文化研究』（16）（17）（18）天理大学国際文化学部中国学科研究室一九九九・二〇〇〇・二〇〇一）
- 『宋史』（元）脱脱等撰（中華書局二〇一七、点校本）
- 『新編纂図増類群書類要事林広記』（南宋）陳元靚撰、元至順刊本（中国史料系編『中国音楽史料四』所收）  
 元順間刻本影印、鼎文書局一九七五）
- 『纂図増新群書類要事林広記』（南宋）陳元靚撰、後至元六年刊本（『事林広記』中華書局一九九九、  
 摺元至元六年刻本影印）
- 『新編群書類要事林広記』（南宋）陳元靚撰、元禄十二年刊本（『事林広記』中華書局一九九九、  
 摺元禄十二年刻本影印）（『和刻本類書集成』所收）  
 元禄十二年刊本影印、汲古書院一九七六）

8 今伝来調子根元之事※ (第49葉表、第54葉裏)

私云、まへに注したる廿八調より出て

宮調、商調、羽調の辨覧なり。今伝

来の楽曲皆音にかなへり。よりて

笙の譜をもてこれを注しぬ。

宮調「呂のしらべとこれを云」 商調「半呂半律のしらべとこれを云」

羽調「律のしらべとこれを云」

壹越調 呂

正宮調 黄鍾宮

宮

黄鍾

宮

商

太簇

商

角

姑洗

角

変徴

蕤賓

変徴

徴

林鍾

徴

羽

南呂

羽

変宮

应鍾

変宮

右七声之中三管夾鍾ナシ。姑洗ヲ仮用

嬰羽	羽	徵	角	嬰商	商	宮	
比無射	一南呂	乞林鍾	十中呂	下ヲ仮用 夾鍾	レ太簇	凡黃鐘	壹越調律
徵	變徵	角	商	宮	變宮	羽	仲呂調 夾鍾羽

嬰羽	羽	徵	角 <sup>律</sup>	角 <sup>呂</sup>	商	宮	
比無射	一南呂	乞林鍾	十仲呂	下姑洗	レ太簇	凡黃鐘	壹越調半呂半律
宮	變宮	羽	徵	變徵	角	商	越調 <sup>*</sup> 無射商

嬰羽 羽 徵 角<sup>律</sup> 角<sup>呂</sup> 商 宮

九黄鍾 ム 応鍾 一南呂 乞林鍾 美蕤寶 下姑洗 し太簇

太食調 半呂半律

嬰羽 羽 徵 角 嬰商 商 宮

九黄鍾\* ム 応鍾 一南呂 乞林鍾 十中呂 下姑洗 し太簇

平調律

宮 変宮 羽 徵 変徵 角 商

┌

大石調\* 黄鍾商

徵 変徵 角 商 宮 変宮 羽

┌

中呂羽<sup>平調\*</sup>

右七声之中三管無夾鐘、姑洗仮用

変宮

夾鐘＊  
下ヲ仮用

羽

変宮

徵

羽

角律

徵

角呂

変徵

商

角

宮

商

双調 半呂半律

双調  
夾鐘商

変宮

下 姑洗

変宮

羽

羽

徵

徵

変徵

変徵

角

角

商

商

宮

宮

双調 呂

道調宮  
中呂宮

嬰羽	羽	徵	角 <sup>律</sup>	角 <sup>呂</sup>	商	宮		嬰羽	羽	徵	角	嬰商	商	宮	
十中呂	下姑洗	上太簇	凡黄鍾	ユ応鍾	一南呂	乞林鍾	黄鍾調 半呂半律	十中呂	下姑洗	上太簇	凡黄鍾	比無射	一南呂	乞林鍾	黄鍾調 律
宮	變宮	羽	徵	變 <sup>*</sup> 徵	角	商	中呂商 <sup>*</sup> 小石調 今水調ト是ヲ言	徵	變徵	角	商	宮	變宮	羽	無射 <sup>*</sup> 羽 黄鍾調
┌								┌							

於角調羽位一律下敷。 律角反宮反徵准例 仁智三五説	嬰 <sup>*</sup> 羽	羽	徵	角 <sup>律*</sup>	嬰 <sup>*</sup> 商	商	宮	嬰 <sup>*</sup> 羽	羽	徵	角	嬰 <sup>*</sup> 商	商	宮	盤涉調律 盤涉 <sup>*</sup> 調 黃鍾 <sup>*</sup> 羽
	太簇 九黃鍾 二應鍾 一南呂 乞林鍾 美蕤寶 下姑洗 大石角調 黃鍾 <sup>*</sup> 角	太簇 九黃鍾 二應鍾 一南呂 乞林鍾 美蕤寶 下姑洗 太簇 九黃鍾 二應鍾 一南呂													

於角調羽位一律下敷。 仁智三五説	嬰 <sup>*</sup> 羽	羽	徵	角 <sup>律*</sup>	嬰 <sup>*</sup> 商	商	宮	雙角調 <sup>*</sup> 夾鍾 <sup>*</sup> 角
	十中呂 七兼用 六夾鍾 五太簇 四九黃鍾 三比無射 二一南呂 乞林鍾							

## 【校記】

※今伝来調子根元之事 本条題目、巻頭目録は「伝来の調子根元の事」と記す。

※越調 静嘉堂本「無射商」の右の「越調」の二字を欠く。

※平調 静嘉堂本「中呂羽」の右の「平調」の二字を欠く。

※黄鍾凡 底本・東北大本「黄鍾」の左の笙の譜を「九」に作る。彦根本・京大本・国会図書館本・静嘉堂本「凡」に作る。そもそも笙の譜に「九」の文字は無く、この前後の本文も「黄鍾」の笙譜は「凡」となっている。「九」と「凡」の字形の類似による誤りであろう。今「凡」に改める。

※大石調 静嘉堂本「黄鍾商」の右の「大石調」の三字を欠く。

※双調 静嘉堂本「夾鍾商」の右の「双調」の二字を欠く。

※夾鍾 底本のこの箇所は空欄となっており、左に「下ヲ仮用」とのみある。彦根本・京大本、国会図書館本・静嘉堂本・東北大本、この箇所朱墨で「夾鍾」に作る。特に国会図書館本は漆喰状の白で一旦塗りつぶし、その上に朱墨で「夾鍾」を書き入れている。今空欄部に朱墨の「夾鍾」を補う。左の「変宮」注を参照。

※無夾鍾、姑洗仮用 底本・東北大本「無夾鍾姑洗」に作る。彦根本・京大本・静嘉堂本「無夾鍾姑洗仮用」に作る。国会図書館本「無夾鍾姑洗」に作るも「姑洗」の右上に朱墨で「仮用歟」の傍書あり。今「無夾鍾、姑洗仮用」に改める。左の「無夾鍾、姑洗仮用」の注を参照。

※黄鍾調 静嘉堂本「無射羽」の右の「黄鍾調」の三字を欠く。

※小石調 京大本「小石調」を「歇指調」に作り、朱墨の見せ消ちで「歇指」を「小石」に修正している。

※変徴 底本・彦根本・京大本・国会図書館本・静嘉堂本・東北大本「反徴」に作る。この前後の調、いずれも中国の宮調には「変徴」を用いているため、今「変徴」に改める。

※盤渉調 静嘉堂本「黄鍾羽」の右の「盤渉調」の三字を欠く。

(朱墨)

※角調…… 京大本「角調……」以下の朱墨半葉分(第54葉裏)を全て欠く。

※嬰商 国会図書館本、「嬰商」の上方に、

角  
嬰商

と墨で記した付箋状の小紙片が貼り付けられている。

※<sup>律</sup>角 国会図書館本、「律角」の上方に、

反<sup>角</sup>徴

と墨で記した付箋状の小紙片が貼り付けられている。

※嬰羽 国会図書館本、「嬰羽」の上方に、

反宮

と墨で記した付箋状の小紙片が貼り付けられている。

※双角調…… 静嘉堂本、朱墨の半葉（第54葉裏）の内の上半分（<sup>大石</sup>角調黄鍾角）の一段）を有するも、下半分（<sup>及角調</sup>夾鍾角）の一段）を欠く。また上半分の最後の行に、他本にはない、

自余准之可知

の一文を有する。

※<sup>律</sup>角 底本・国会図書館本・東北大本「<sup>律</sup>商」に作る。彦根本「<sup>律</sup>角」に作る。京大本・静嘉堂本はこの部分空白。今彦根本に従い「<sup>律</sup>角」に改める。左の「<sup>律</sup>角」注を参照。

【注】

○半呂半律のしらべ 3「半呂半律の調といふ事」に詳しい。「商調」に等しい「半呂半律」は、2・2条に言う「律兼呂」の調である。

○変宮 夾鍾<sup>下ヲ仮用</sup> 底本・諸本「変宮」に作る。さらに底本ではその下の律呂の部分が空欄となっている。以下ここを「変宮」のママとし、底本の空欄に「夾鍾」を補った理由について述べる。

まず「変宮」について。ここが「変宮」であるならば、この「双調」は3「半呂半律の調といふ事」に言う所の「呂兼律」の音程配置（宮・商・呂角・律角・徴・羽・変宮）を持つことになる。これを下の段の中国の「夾鍾商」（商調式）と並置するならば、

呂兼律		商		呂角		律角		徴		羽		変宮		宮		変宮	
商調式	商		角		変徴	徴			羽			変宮	宮				変宮

となり、「変宮」と「宮」で音程が一致しない（黒字）。もしこの「変宮」が仮に「嬰羽」であるならば、この「双調」は同じく3「半呂半律の

調といふ事」に言う所の「律兼呂」の音程配置を持つことになる。これを下の段の中国の「夾鍾商」（商調式）と並置するならば、

律兼呂	宮	商																	
商調式	商		角		變徵	徵				羽		變宮	宮	嬰羽					
律呂	仲呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	應鍾	黃鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗							

となり、「律兼呂」の「嬰羽」と「商調式」の「宮」で音程が一致する。さらに、「中呂」に「宮」を置く「中呂均」に於いて「嬰羽」は「夾鍾」（太字）に当たり、諸本が「夾鍾」と作るのに符合する。そもそも本条冒頭には「商調 半呂半律のしらべとこれを云」（即ち「律兼呂」に相当）とのみ記されており、「徵調」に相当する「半呂半律」（即ち「呂兼律」に相当）には言及がなく、しかもこの箇所を除く本条他の「半呂半律」はいずれも「商調」である。以上のことから、底本・諸本が「變宮」に作るのは、その左に注記される如く、「三管」には「夾鍾」が用いられないため仮に「姑洗」を用いたものであると考えられる。言い換えれば、ここは「變宮」と書かれているものの、それは本来の「姑洗」ではなく、仮に「夾鍾」に当てて用いられたものだけということである。また第54葉裏の朱墨の二つの調では、「仮用」がある場合、律呂については本来の律呂名を記し、七声については本来の律呂より一律低い律呂に用いられた仮の名称を記している。これに照らせばこの場所に於いても仮の名称たる「變宮」が本来の表記であると考えられる。

次に「夾鍾」について。右に述べた如くこの「變宮」が仮に配置される律呂は「夾鍾」である。また第54葉裏の朱墨の二つの調を見るに、「仮用」がある場合にも律呂は本来の律呂を用いている。よって底本の空欄には「夾鍾」を補ってしかるべきである。

○無夾鍾、姑洗仮用 底本・東北大本「無夾鍾姑洗」に作り、国会図書館本「姑洗」の右上に「仮用<sup>〃</sup>」の朱墨傍書あり、他の諸本「無夾鍾姑洗仮用」に作る。案ずるに、その右の「變宮」の下に「夾鍾 下<sup>レ</sup>仮用」とある。これは半呂半律における「嬰羽」は「夾鍾」に当たるが、「三管」に「夾鍾」の音は無いので一律高い音、即ち「姑洗<sup>〃</sup>下」を仮に用いる、ということを示すものである。ならばこの箇所は、「壹越調律 仲呂調夾鍾羽」の項の「右七声之中三管夾鍾ナシ。姑洗<sup>レ</sup>仮用」の注記と同様のことを述べているはずであり、故に「無夾鍾、姑洗仮用」が正しいと考えられる。

（朱墨）

○羽 そもそも本条は、中国伝来の燕楽二十八調と日本独自の調子との対応を示すものである。ところが、本条冒頭に「宮調、商調、羽調の弁覧なり」と述べる如く、第49葉裏から第54葉表に至る十の調子（壹越調<sup>〃</sup>黄鍾宮、盤涉調<sup>〃</sup>黄鍾羽）は、「宮」「商」「羽」調であった。そこで第

54葉裏の余白部に朱墨を以て「角」調を補足したのだと考えられる。

まず中国の「角調式」の音程配置を図示するならば、次のようになる。

角調式	角		変徴	徴		羽		変宮	宮		商
-----	---	--	----	---	--	---	--	----	---	--	---

ここに見える日本の音階に「嬰羽」と「律角」が用いられている点からして、今これを「律調」であると仮定して右の角調式に並置するならば、次のようになる。

律調	角	宮		商	嬰商		律角		徴		羽	嬰羽
角調式	角		変徴	徴		羽		変宮	宮		商	

太字で示した如く、両者では「羽」と「宮」の音程が異なる。そこで、「羽」のみ臨時的に一律低くするならば太字で示した如く、

律調	角	宮		商	嬰商		律角		徴		羽	嬰羽
角調式	角		変徴	徴		羽		変宮	宮		商	

となり、「角調式」の「宮」と一致する。これに、上段・下段の調子の律呂を対応させるならば、

（上段）

律調	角	宮		商	嬰商		律角		徴		羽	嬰羽
角調式	角		変徴	徴		羽		変宮	宮		商	
律呂	姑洗	仲呂	蕤賓	林鍾	夷則	南呂	無射	応鍾	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾

（下段）

律調	角	宮		商	嬰商		律角		徴		羽	嬰羽
角調式	角		変徴	徴		羽		変宮	宮		商	
律呂	林鍾	夷則	南呂	無射	応鍾	黄鍾	大呂	太簇	夾鍾	姑洗	仲呂	蕤賓

となる。ここで、上段の「羽」が「黄鍾」に、下段の「羽」が「夾鍾」に、それぞれ当てられていることは、この「羽」が律調の本来の「羽」(それぞれ大呂と姑洗に相当)より一律低く設定されていることを示している。言い換えれば、中国の燕楽の「角調」に相当する音階を表示する場合には、「律調」と同じ音名を用いつつも、「羽」は「律調」よりも一律低い音程として用いる、という運用が行われていたことになる。

○於角調羽位一律下歟 「角調」の「羽」は、同じ名称を用いつつも「律調」の「羽」より一律低い音程となることを言う。右の注参照。

○律角 底本・国会図書館本・東北大本は「律商」に作り、彦根本のみ「律角」に作る。案ずるに、「律商」という音名はそもそも用いられない。またこの朱墨で示された上下段二つの表はいずれも「角調」の音程配置を示そうとしたものである(この段の左端の注記にも「於角調羽位一律下歟」とある)。今問題の箇所が彦根本の如く「律角」であるとすれば、この音階は、

彦根本	宮	商	嬰商	律角	徵	(羽)	嬰羽
夾鍾角	角	変徵	徵	羽	変宮	宮	商
十二律呂	林鍾	夷則	南呂	無射	応鍾	黄鍾	大呂
							太簇
							夾鍾
							姑洗
							仲呂
							蕤賓

となり「律角」黄鍾「羽」で音程が一致する。よって底本の「律商」は「律角」の誤記であると見なすことができる。なお表中の(羽)は本来の「羽」より一律低い音に当てられている(右の注参照)。

(全体)

○(壹越調より双調調に至る十二調の図) 右の校記と注を踏まえた上で、本条で展開されている十二の調を、十二律呂に七声を対応させる形で図示するならば、次のようになる。

(1) 壹越調 呂 黄鍾宮 (俗名正宮調)

(十二律呂)	黄	大	太	夾	姑	仲	蕤	林	夷	南	無	応
(十二律呂和名)	壹	断	平	勝	下	双	鳧	黄	鸞	盤	神	上
(笙譜)	凡		乙		下		美	乞		一		ユ
壹越調	宮		商		角		変徵	徵		羽		変宮
黄鍾宮  正宮調	宮	商		角		変徵	徵		羽		変宮	

(2) 壹越調 半呂半律 無射商 (俗名越調)

		(十二律呂)		
		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
商	宮	凡	壹	黄
			断	大
角	商	乙	平	太
			勝	夾
変徵	呂角	下	下	姑
徵	律角	十	双	仲
			鳧	蕤
羽	徵	乞	黄	林
			鸞	夷
変宮	羽	一	盤	南
宮	嬰羽		神	無
		工	上	応

(3) 壹越調 律 夾鍾羽 (俗名仲呂調)

		(十二律呂)		
		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
羽	宮	凡	壹	黄
			断	大
変宮	商	乙	平	太
宮	嬰商	(下)	勝	夾
			下	姑
商	角	十	双	仲
			鳧	蕤
角	徵	乞	黄	林
			鸞	夷
変徵	羽	一	盤	南
徵	嬰羽	比	神	無
			上	応

(4) 平調 律 仲呂羽 (俗名平調)

		(十二律呂)		
		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
羽	宮	乙	平	太
			勝	夾
変宮	商	下	下	姑
宮	嬰商	十	双	仲
			鳧	蕤
商	角	乞	黄	林
			鸞	夷
角	徵	一	盤	南
			神	無
変徵	羽	工	上	応
徵	嬰羽	凡	壹	黄
			断	大

(5) 太食調 半呂半律 黄鍾商 (俗名大石調)

		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
商	宮	凡	乙	太
				夾
角	商	乙	下	姑
				仲
変徵	呂角	下	美	蕤
徵	律角	十	乞	林
				夷
羽	徵	凡	一	南
				無
変宮	羽	乙	工	応
宮	嬰羽	比	凡	黄
				大

(6) 双調 呂 中呂宮 (俗名道調宮)

		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
宮	宮	十	双	仲
			鳧	蕤
商	商	乞	黄	林
			鸞	夷
角	角	一	盤	南
			神	無
変徵	変徵	工	上	応
徵	徵	凡	壺	黄
			断	大
羽	羽	乙	平	太
			勝	夾
変宮	変宮	下	下	姑

(7) 双調 半呂半律 夾鍾商 (俗名双調)

		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
商	宮	十	双	仲
			鳧	蕤
角	商	乞	黄	林
			鸞	夷
変徵	呂角	一	盤	南
徵	律角	比	神	無
			上	応
羽	徵	凡	壺	黄
			断	大
変宮	羽	乙	平	太
宮	嬰羽	(下)	勝	夾
			下	姑

(8) 黄鍾調 律 無射羽 (俗名黄鍾調)

		(十二律呂)		
		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
羽	宮	乞	黄	林
			鸞	夷
変宮	商	一	盤	南
宮	嬰商	比	神	無
			上	応
商	角	凡	壺	黄
			断	大
角	徵	乙	平	太
			勝	夾
			(下)	勝
変徵	羽	下	下	姑
徵	嬰羽	十	双	仲
			鳧	蕤

(9) 黄鍾調 半呂半律 仲呂商 (俗名小石調) 水調

		(十二律呂)		
		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
商	宮	乞	黄	林
			鸞	夷
角	商	一	盤	南
			神	無
変徵	呂角	ユ	上	応
徵	律角	凡	壺	黄
			断	大
羽	徵	乙	平	太
			勝	夾
変宮	羽	下	下	姑
宮	嬰羽	十	双	仲
			鳧	蕤

(10) 盤涉調 律 黄鍾羽 (俗名盤涉調)

		(十二律呂)		
		(十二律呂和名)		
		(笙譜)		
羽	宮	一	盤	南
			神	無
変宮	商	ユ	上	応
宮	嬰商	凡	壺	黄
			断	大
商	角	乙	平	太
			勝	夾
角	徵	下	下	姑
			双	仲
変徵	羽	美	鳧	蕤
徵	嬰羽	乞	黄	林
			鸞	夷

(11) 角調 黄鍾角 (俗名大石角調)

角調		(十二律呂和名)		
黄鍾角	大石角調	(笙譜)		
角	宮	下	下	姑
			双	仲
変徵	商	美	鳧	蕤
徵	嬰商	乞	黄	林
			鸞	夷
羽	律角	一	盤	南
			神	無
変宮	徵	工	上	応
宮	羽	凡	壺	黄
			断	大
商	嬰羽	乙	平	太
			勝	夾
			下	姑
			双	仲
			鳧	蕤
			勝	夾

(12) 夾鍾角 (俗名双角調)

夾鍾角		(十二律呂)		
夾鍾角	双角調	(笙譜)		
角	宮	乞	黄	林
			鸞	夷
変徵	商	一	盤	南
徵	嬰商	比	神	無
			上	応
羽	律角	凡	壺	黄
			断	大
変宮	徵	乙	平	太
宮	羽	(下)	勝	夾
			下	姑
商	嬰羽	十	双	仲
			鳧	蕤

## 9 本朝の楽書むかしは廿八調の儀所見の事（第55葉表、第57葉表）

博雅<sup>○</sup>御笛譜云、盤涉調曲の中、太簇角

盤涉調鳥歌万歳楽笛譜有之。

大納言授二位兼中宮権大夫源時中卿横笛譜裏

書云、「取要」寛和二年十月十三日、太上天皇於大

井河辺遊覧、「中略」酒餞之時、奏古唐妙音樂、

急及数返、衆人増興宴之刻、天皇勅撰政作云、

今樂殊有其興、梨園之風、已似旧儀。爰時中

尤当其仁速立可舞乙云々。或人密申云、以当

曲被賞翫恐如何、粗所承及、於此樂者自昔

樂終句、不返宮音之由古老所伝也。若知此由

緒之輩定有訛認之謗歟。爰時中答申云、

不入絃管之堺者、五行相生之吉否、不可弁之。

此樂者必本宮<sup>\*</sup>、至土甲音而畢者、尤為正華<sup>\*</sup>

音。又或説謂青陽曲云々。誠知与不知、

深与浅、為各別之韻、粗難申入人卷<sup>\*</sup>

舌閉口、黙止畢付之。好此道之輩尤

可二道之証拠而已。

私云、盤涉調ハ黄鍾羽「水音也」、仍本宮

黄鍾「土音」にて止る事也。

体源抄云、桃李花此曲林鍾角、内教

坊奏之云々。

私云、林鍾角ハ夾鍾均の角の林鍾也。」

教訓抄云、春鶯囀古記云黄鍾商、

時号一越調。

胡琴教録「第七」諸調子品云、師説

二条院御宇、予祇候樂所之比、事次

被仰云、古譜所載之廿八箇調、如何様

可存哉。仰合通能「源少将御比巴師」調心見ムト

思トコロ、一切不被調、為之如何。申云一々

被調候物ヲト。仰云、其調様如何。申云、

合音少々注付ト云ヘドモ不悉。仍之次々絃」

合調所探作也。呂律又見絃合調之由

令申畢。頗御感氣アリ。依仰、件等

調皆悉、呂ニハ武徳樂急、律ニハ五常樂

急等譜造マイラス。

体源抄云、林歌或譜云林鍾調曲云々。

私云、林鍾均の羽の姑洗なり。則高

平調とこれを云なり。

続教訓抄云、安城楽林鍾羽用此曲。

【校記】

※興宴之刻「刻」、底本・彦根本・京大本・静嘉堂本「割」の異体字に作る。国会図書館本「割」の異体字に作るも右に朱墨で「刻」の小字傍書あり。『横笛譜裏書』の該当箇所「衆人増興宴之刻」に作る。

※密申云 底本・彦根本・京大本・「蜜申云」に作る。国会図書館本「蜜申云」に作るも「蜜」の右に朱墨で「密」の小字傍書あり。静嘉堂本「密」に作る。今「密」に改める。『横笛譜裏書』の該当箇所「爰或人蜜申云」に作る。

※必本宮 各本「必本宮」に作るも、『横笛譜裏書』の該当箇所は「必返本宮」に作る。

※粗難申入人卷舌閉口 各本「申入人」に作る。国会図書館本「入」の右下にカタカナの「ノ」とおほしき朱墨の書き入れがあり、「人」の下に読点とおほしき朱墨の点を打ち、「申入ノ人」とする。『横笛譜裏書』の該当箇所に「入」字はなく、「粗難申入人卷舌閉口」に作る。

※探作 彦根本「探非」に作る。『胡琴教録』の該当箇所「探候」に作る。

※続教訓抄云…… 京大本「続教訓抄云」から「此曲」に至る朱墨一行を欠く。

【注】

○博雅御笛譜 源博雅撰『博雅御笛譜（博雅長笛譜・新撰楽譜）』の「盤渉調」に、

太簇角盤渉調鳥哥万歳楽 序二帖破一帖

の楽譜が収録されている。

○横笛譜裏書 源時中撰『横笛譜裏書』に次のようにある。

抑大納言從二位兼中宮権大夫源時中横笛譜裏書云、寛和二年十月十三日、太上天皇於大井河辺遊覽。撰政扈從事。摘要記置之。…（中略）…酒餌之時、奏古唐妙音樂急及数反。衆人増興宴之刻、天皇勅撰政仰云、今樂殊有其興、梨園之風既似旧儀。爰時中尤当其仁、速立可舞乙歎如何。撰津守綸言之趣被仰付時中朝臣之処、折紅葉枝、指挿船舳立出。…（中略）…爰或人蜜申云、以当曲被賞翫恐如何。粗所承及。於此樂者自昔樂終句不返宮音之音、古老所伝也。加之若知此由緒之輩、定有訛謬之誘欺。爰時中答申云、不入絃管之堺者、五行相生之吉否、不可弁之。此樂者必返本宮、至土甲音而畢者、尤為正華音。又或説謂青陽曲云々。誠知与不知、深与浅、為各別之韻、粗難申入人卷舌閉口、黙止畢付之。好此道之輩尤可二道之証拠而已。

○体源抄 『体源鈔』二ノ上「桃李花」に次のようにある。

桃李花 又赤白

有六帖「拍子各八」本是妓女舞也。…（中略）…此曲林鍾角、赤白桃李花、内教坊奏此曲。

○教訓抄 狛近真撰『教訓抄』第二の「春鶯囀」に次のようにある。

古記云、黄鍾商時号一越調春鶯囀、出会要。

○胡琴教録 『胡琴教録』上「諸調子品第七」に次のようにある。

師説云、二条院御宇。予祇候楽所之比。事ノ次ニ仰られていはく、ふるきふにこれをのするところ廿八ヶ調いかやうにぞむずべきぞや。迎合通能「源少将御比巴師」しらべこ、ろむと思ところに、一切不被調、為之如何。申云、一々に被調候物を。仰せ云、そのしらべ如何。申云、合音少々しるしつくといへどもくはしからず。これにて、次絃合ノ調所探候也。呂律又見絃合調之由令申畢。頗御感氣あり。依仰、件等ノしらべに、皆ことごとくに、呂には武徳楽の急、律には五聖楽の急等譜をつくりてまいらす。

○体源抄 『体源抄』九の「林歌」に次のようにある。

林歌 別装束「紫袍付金鼠」有甲 小曲 拍子十四「又十二」 舞間拍子「五一」

此曲ヲ或譜云、林鐘調ノ曲トシルセリ。サモアリヌベシ。狛笛ノ平調ニ吹ケバ、横笛下無調ニテ侍也。下無調丈ハリンシャウテウト申ナリ。○統教訓抄 狛朝葛撰『統教訓抄』第三冊「安城楽」に次のようにある。

安城楽「唐、新楽、中曲、又作安世楽、一名房中楽、一名寿人」、…（中略）…又云、林鐘羽用此曲。

また同様の文は『体源抄』にも見える。『体源抄』二ノ上「安城楽」に次のようにある。

安城楽 名房中楽 一名寿人。…（中略）…又云、林鐘羽用此曲。

### 【参考文献】

- 『博雅御笛譜（新撰楽譜）』源博雅撰（富山市図書館山田孝雄文庫所蔵、No.3828/W7682-1-1-5300、国文学研究資料館デジタル画像による）  
 『博雅長笛譜（新撰楽譜）』源博雅撰（富山市図書館山田孝雄文庫所蔵、No.3829/W7682-1-1-5301、国文学研究資料館デジタル画像による）  
 『時中卿横笛譜裏書』源時中撰（『統群書類従』第十九輯上「管絃部」巻第五百二十八所収、統群書類従完成会一九九六）  
 『横笛譜裏書』源時中撰（立命館大学平井嘉一郎記念図書館西園寺文庫所蔵、7682/F68 写本、マイクロフィルムによる）  
 『体源抄』全四冊 豊原統秋撰（復刻日本古典全集 現代思潮社一九七八）  
 『教訓抄』狛近真撰（『統群書類従』第十九輯上「管絃部」巻第五百二十九所収、統群書類従完成会一九九六）  
 『胡琴教録』（『群書類従』第十九輯「管絃部」巻第三百四十四所収、統群書類従完成会一九五九）  
 『統教訓抄』狛朝葛撰（復刻日本古典全集、現代思潮社一九七七）

## 10（跋一）（第58葉表～第60葉表）

むかしはかやうに廿八調の事を御沙汰ありし。  
妙音院殿仁智三五の譜を撰ましめ給ふ時

此廿八調の名は載られずして、其実は唐

の燕楽の事を載られたり。「古律新律の事、律七声角反徵反宮一

律下の事等具在前」又知足院殿御撰類聚楽録

に載られたる事は廿八調より出たる事なり。

又阿月房正徵正宮より二律下たる反徵反

宮を難じ奉る時、大相国実兼公御答に云

一往雖有其難、是以口伝首尾合也。其条」

現図分明也。此扁自他流承伏哉否事、

猶雖有不審、当流人存知大旨領解之。

「見音律事」かやうに秘義し給ひて真実におき

てハ他流人には分明に答給はず。琵琶血脈云

妙音院殿御流伝孝道、孝道伝孝時、

孝時伝孝頼、孝頼伝太政大臣藤原朝臣、

しかれば後西園寺殿は妙音院殿の正流

たれば、今世為伶家の輩誰人か彼御

教にそむくべけむや。只心の中に此廿八調」

よりおこりたる子細を能く覚悟し、楽曲

の所作は今の風情骨法をふかく習練

しつべし。たとへば平調の曲なれば先太簇

を宮とし商角徴羽嬰商嬰羽のめぐり

あやまらず稽古あるべし。それさへさかひにいたりぬればおのづから本儀にかなひすかことば花実ともにそなわり、其様優美に

して道の本意もかなひ候べし。

鷹司殿下政通公此律呂の道をふかく御執」

心おはしまして考へさせ給ふに律の七声の事多年御不審あり。しかるに文政九年

の秋八月、阿月問答といえる書〔永仁年中田珠所写歟〕

大原に伝はりたるを、前普賢院大僧都宗淵

より借請けて、やがて殿下の御覧に啓しけれバ

実兼公の御記文にて妙音院殿の眞実

の御内証ハ廿八調より出たる事とぞみそ

なハしおはしまして、多年の御不審をひら

かれ感じ思食のあまり布三端を彼」

僧都に施入せよとて賜ハリければ坂本走

井の閑居にこれを送りけり。扱此事ハ

妙音院殿の奥儀なれば能く秘義

して子孫に口伝せよと仰られければ、

かたぐ此一卷を注して季資に附属

するものなり。

## 【校記】

※彼僧都 底本・東北大本「被僧都」に作る。彦根本・京大本・静嘉堂本「彼僧都」に作る。国会図書館本「被僧都」に作るも朱筆の見せ消ちで「被」が「彼」に修正されている。今「彼僧都」に改める。

※能く 国会図書館本この箇所やや判別し難いが、朱墨の小字傍書の「く」を添えて「よくく」と修正している。

## 【注】

○妙音院殿 平安時代の雅楽家藤原師長（一一三八～一一九二）。212「本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音と云事」及び4「律七聲塩梅の二声名両説の事」に既出。

○仁智三五 藤原師長撰、雅楽箏楽譜『仁智要録』及び雅楽琵琶譜『三五要録』を指す。

○知足院殿 藤原忠実（一〇七八～一一六二）。平安時代の公卿。

○類聚楽録 未詳。藤原忠実の撰に『類聚箏譜』がある。

○阿月房 左の注の『阿月問答』即ち『音律事』に於いて、西園寺実兼と音律について問答を交わした僧阿月を指す。

○実兼公 西園寺実兼（一二四九～一三二二）、鎌倉時代の公卿。琵琶をよくした。左の「阿月問答」注を参照。

○琵琶血脈 撰者未詳『琵琶血脈』に

妙音院太政大臣師長公 ———— 藤原孝道 ———— 右馬助散位孝時 ———— 刑部大輔孝頼 ———— 孝秀

とある。

○西園寺殿 右注の西園寺実兼を言う。

○平調の曲なれば 例えば8「伝来調子根元之事」条の「平調律」（中呂羽）によれば、平調の律調は「太簇」を「宮」に置く「商」「角」「徵」「羽」及び「嬰商」「嬰羽」から成っている。その音程配置は、

十二律呂		太	夾	姑	仲	蕤	林	夷	南	無	応	黄	大
平調	宮		商	嬰商		角		徵		羽	嬰羽		

である。

○鷹司殿下政通公 鷹司政通（一七八九〜一八六八）、江戸末期の公家。文政六年（一八二三）から安政三年（一八五六）まで関白の地位にあった。季良とも親交があり、11「跋二」にも言及がある。他に岩瀬文庫本などにもしばしば名前が見える。

○阿月問答 『阿月問答』即ち『音律事「阿月注進 西園寺殿難破」を言う。同書の名は1「古律新律のこと」、2-2「本朝音曲楽曲のうへにて律音呂音と云事」、4「律七聲塩梅の二声名両説の事」、5「反音之事」にも見える。

○永仁年中円珠所写 『阿月問答』の末尾に、

本伝永仁三年五月六日。於北山殿本願院書写之畢

魚山末流円珠「生年二十五」

とある。永仁三年は一二九五年。

○宗淵 宗淵（宗淵、一七八六〜一八五九）、江戸後期天台宗の僧、声明家。竹円房。『魚山叢書』を編纂。安倍季良とも交流があり、勝林院所蔵『魚山叢書』には『山鳥秘要抄』が収録されている。また宗淵撰『声律羽位私記』には、

樂家ノ山鳥秘要抄「安倍季良」ニ云ク、

として、季良の『山鳥秘要抄』の本文や図が部分的に引用されている。1「古律新律の事」の「唱哥嬰羽を勿」の注も参照。

○坂本走井 『統天台宗全書』法義1「声明表白類聚」の「解題」、『声律羽位私記』に、

宗淵は文政元年（一八一八）梶井美也政所より御不審を蒙り隠居して東坂本走井堂に往き、同九年より西来寺三十一世として伊勢に住していたので、…（後略）…

とある。この坂本走井は正に宗淵の居所であった。

○季資 安倍季資（すなわげ一八一三〜一八六八）。安倍季良の息子。「序」を参照。

【参考文献】

- 『琵琶血脈』（『群書類従』第十九輯「管絃部」巻第三百四十四所収、続群書類従完成会一九五九）
- 『音律事 阿月注進 西園寺殿難破』西園寺実兼撰（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所、春秋社一九九九）
- 『声律羽位私記』宗淵撰（『統天台宗全書 法儀1 声明表白類聚』所収、天台宗典編纂所一九九九）

『日本古典音楽文献解題』 岸辺成雄博士古稀記念出版委員会編（講談社一九八七）

11 (跋二) (第61葉表～第61葉裏)

右一卷依有恩命入覽。殿下鷹司殿  
之処、可奉備

仙洞叡覽之旨有台命。精疎相交、

狼藉無極、恐懼至極之由、雖啓之既有

御沙汰、早可注進之旨、重蒙嚴命之

間、不省愚昧之管見、偏存奉公之微忠、

謹写一卷奉獻納

仙洞。畢于時天保二年六月九日也。」

不堪感慨之至、誌其由訖。

天保七年五月五日

雅樂助安倍季良

【注】

○殿下鷹司殿 鷹司政通。10「跋一」に既出。「跋二」では鷹司政通の助言により季良が本書を撰述した事情が記されていた。本「跋二」ではさらに政通の取り計らいで本書を上皇の許に献上することとなった事情が述べられている。

○仙洞 上皇の御所を言う。ここに言う上皇は光格上皇（一七七一～一八四〇）。在位期間は安永八年（一七七九）～文化十四年（一八一七）であり、この時は確かに上皇であった。

○天保二年六月九日 グレゴリオ暦では一八三一年七月十七日。

○天保七年五月五日 グレゴリオ暦では一八三六年六月十八日。

## 【参考文献】

「山井景昭氏雅楽蔵書目録（下）」平出久雄編（東洋音楽学会『東洋音楽研究』12・13（一九五四）

12 かへしものうたの事 (第62葉表〜第64葉表)

古今和歌集云、大哥所御歌、神あそびのうたの内、とり

もの、歌、ひるめ<sup>\*</sup>の哥、かへしもの、うたとあり。

あをやぎを かた<sup>\*</sup>いとによりて 鶯の ぬふてふかさ<sup>\*</sup>ハ 梅の花がさ

まがねふく きびの中山 おび<sup>\*</sup>にせる 細谷川の 音のさやけさ

このうたハ承和の御べのきびのくにのうた

美作や くめのさら山 さらくに わがなハたてじ 万代までに

これは水のをの御べのみまさかのくにのうた

みの、国 せき<sup>\*</sup>の藤川 たえずして 君につかへん 万代までに

これは元慶の御べのみの、くにのうた

君が代ハ かぎりもあらじ なが浜の 真砂の数ハ よみつくすとも

これハ仁和の御べのいせのくにのうた

あふみのや 鏡の山を たてたれバ かねてぞみゆる 君が千年<sup>\*</sup>ハ

これハ今上のあふみのうた

季良案、以上六首の内、真金吹、美作の二首ハ催馬

楽呂哥也。青柳ハ律にありて、哥の音振呂の

音振なり。以之案之、大嘗会卯の国風ハ神

楽哥とて神楽の音振りて律のしらべなり。然るを

呂のしらべにかへして後世に伝て返しもの、名

ハあるか。

又哥のよみやうの短哥ありて返哥の事か。但

琵琶のしらべに云、

風香調 合笛黄鐘調盤涉調

返風香調 合笛双調水調壹越調沙陀調

黄鐘調 合笛平調性調

返黄鐘調 同黄鐘調合太食調乞食調

清調 合笛平調盤涉調

双調 合笛壹越調沙陀調

平調 合笛盤涉調

已上呂のしらべにはみな返の字あり。しかれば

呂より律になるをかへり声とて反字を用ひ

律より呂にかへるをかへしものとして返ノ字

を用ゆるか

孝道朝臣残夜抄云、呂より律にかへり

律より呂につたふと同じ心にあ

天保三年四月三日此事 殿下へ伺申し候へば、哥道の

家に御尋ありければ、短歌反歌のかへしもの、

よし申されけると仰られけり。

後日又殿下より召して仰られけるハ、先日返哥のよし

哥道の人申されけれども、又律呂のかへしなるよし

古人の説も見へたり。猶考べきよし仰られけり。

契沖阿闍梨余材抄云、或抄云、かへしものうた是ハ

催馬楽の律の哥也。源氏物語に、青柳にをり返し

うたいてなどいへり。今案、源氏若菜上にさうかの人の人々

をみはしにめして、すぐれたるこゑのかざりいだして

律より呂にかへり声になる事。

かへりごゑになる。夜の更行ままにもの、しらべどもなつかしくかへりて、青柳あそびたまふほど、げにねぐらの鶯おどろきぬべく、いみじくおもしろし。\*

細流かへりこゑになるをバ呂の律に成也。又これハ

青柳の哥一首の詞書也。次ミの歌ハ別に左に

春のしらべ則呂か  
へしものと云事

随是等説トキハ  
呂ヨリ律ニカエ

リ、又律ヨリ呂ニ  
カエス、皆かへし

物と云歟。  
秋ハ律なる故に、東ハ春の方にて名もあづま

なれば、かへしものとハ思ハぬと琴をほめてかへ

しかね給ふよしによませ給へる也。

【校記】

※ひるめの歌 底本、本条「かへしものうたの事」に於いては、朱墨小字の傍書や見せ消ちによる文字の修正が多数行われている。底本「ひる哥」に作るも「ひる」の右下に朱墨で「めの」の小字傍書あり。彦根本・国会図書館本にも同様の朱墨傍書あり。今「ひるめの哥」に従う。

※かたいと 底本・国会図書館本「うたいと」に作るも、朱墨の見せ消ちで「う」を「か」に修正している。彦根本「かたいと」に作る。今「かたいと」に従う。

※かさハ 底本・国会図書館本「かきハ」に作るも、朱墨の見せ消ちで「き」を「さ」に修正している。彦根本「かさハ」に作る。今「かさハ」に従う。

※おびにせる 底本・国会図書館本「なひにせる」に作るも、朱墨の見せ消ちで「な」を「お」に修正している。彦根本「かひにせる」に作る。今「おびにせる」に従う。

※せきの 底本・国会図書館本「をきの」に作るも、「を」の右に朱墨で「せ」の小字傍書あり。彦根本「せきの」に作る。今「せきの藤川」に従う。

※君が千年ハ 底本「君が」と「年ハ」の間が空白となっており、そこに朱墨で「千」と書き込まれている。彦根本・国会図書館本「君が千年ハ」に作る。今「君が千年ハ」に従う。

※かへり声として 底本・彦根本・国会図書館本は「かへり声せて」（かへり声せで）と読める。東北大本は「かへり声とて」と読める。他の箇所「かへり声す」というサ変動詞の用例が見当たらないこと、またここは、

呂より律になるをかへり声として反字を用ひ

律より呂にかへるをかへしものとして返り字を用ゆるか

で対になっている、つまり、

呂↓律 Ⅱかへり声 反の字

律↓呂 Ⅱかへしもの 返の字

という文脈になっていると考えられることから、今「かへり声とて」に従う。しかし「かへり声せで」の可能性も排除するものではない。

※哥道の 底本「家道の」に作る。国会図書館本「家道の」に作るも、朱墨の見せ消ちで「家」を「哥」に修正している。今「哥道」に従う。

※青柳にをり返し 底本・彦根本「青柳に」に作る。国会図書館本「青柳に」に作るも、朱墨の見せ消ちで「に」を「を」に修正している。『余材抄』の該当箇所「青柳にをり返し」に作る。また『源氏物語』の該当箇所「青柳折り返し」に作る。ここは直接には『余材抄』の引用なので、

今「青柳に」に従う。

※さうが<sup>唱</sup> 底本「さうか」に作り、「か」の右に濁点と思しき朱墨の二点を付す。さらに「さうか」の右に朱墨で「唱哥」と傍書する。「さうが」

（しやうが）の漢字表記を補足したものである。彦根本「さうか」に作る。国会図書館本「さくか」に作るも、「くか」の右に朱墨小字で「う」と濁点を添えて、「さうが」に修正している。

※こゑの 底本「こゑさ」に作るも、朱墨の見せ消ちで「さ」を「の」に修正している。今「こゑの」に従う。

※かぎり 底本「かきり」に作り、「き」の右に濁点と思しき朱墨の二点を付す。

※かはりて 底本「かはりてま」に作るも、見せ消ちで「ま」の上に朱墨の線を入れてこれを削除している。彦根本「かはりて」に作る。国会図書館本「かわりて」に作る。今「かはりて」に従う。

（頭注）

※呂ニカエス 底本・東北大本やや判別しづらいが「呂ニ加ユス」と読める。彦根本「呂ニカエス」、国会図書館本「呂ニ加エス」にそれぞれ作る。今「呂ニカエス」に改める。左の注を参照。

【注】

○あをやぎを 『古今和歌集』卷二十「神あそびのうた」01081

○まがねふく 『古今和歌集』卷二十「神あそびのうた」01082

○美作や 『古今和歌集』卷二十「神あそびのうた」01083

○みの、国 『古今和歌集』卷二十「神あそびのうた」01084

○君が代ハ 『古今和歌集』卷二十「神あそびのうた」01085

○あふみのや 『古今和歌集』卷二十「神あそびのうた」01086「これは今上の御へのあふみのうた」

○琵琶のしらべに云 これ以下の琵琶の調に関しては、例えば『三五要録』卷第二「調子品下」の、

風香調 合笛黄鐘調盤涉調 … (中略) …

返風香調 合笛双調水調 … (中略) …

黄鐘調 合笛平調性調 … (中略) …

返黄鐘調 同黄鐘調 合太食調 乞食調 … (中略) …

清調 合笛平調盤涉調 … (中略) …

双調 合笛忉越調沙陀調 … (中略) …

平調 桂譜云盤涉調 合笛盤涉調 … (以下略) …

といった記述に基づいていると考えられる。

○孝道朝臣残夜抄云 藤原孝道撰『残夜抄』「七、調子のうつりかはりめ」に次のようにある。

第七、調子のうつりかはりめといふは、まづしらべ一をしらめたるに、こと声のいできたる、なべてはわろし。それにわるからでよきあり。是をかへりこゑといふ。是ハ呂より律にかへる、律より呂につたふ。其声の位をよくく心えつれば、こと調子にうつれども、やがてよし。

なお『残夜抄』のこの段、5「反音之事」の条に既出。

○天保三年四月三日 グレゴリオ暦では一八三二年五月三日。

○余材抄 契沖撰『古今余材抄』第十「古今和歌集卷二十」の「かへしもの、哥」の項に次のようにある。

或抄云、是は催馬楽の律の哥なり。源氏物語に、青柳にをり返しうたひてなどいへり。今案、源氏若菜上に、さうがの人、みはしにめして、すぐれたるこゑのかぎりいだして、かへり声になる。夜のふけゆくまゝに、もの、しらべどもなつかしくかはりて、青柳あそび給ほど、げにねぐらのうぐひすおどろきぬべく、いみじくおもしろし。細流、かへり声になる。呂の律になる也。又これは此青柳の哥一首の詞書也。次々の哥は別に左に注あり。又呂の歌あり。伊勢が集に、故中務の宮のことをかり給ひて

あづま琴 はるのしらべをかりしかば かへし物とも おもはざりけり

これは春は呂、秋は律なる故に、東は春の方にて、名もあづまごとなれば、かへし物ともおもはぬと、琴をほめてかへしかねたまふよしによませたまへるなり。

○源氏物語 『源氏物語』「蝴蝶」に次のようにある。

夜もすがら遊び明かしたまふ。返り声に喜春樂立ちそひて、兵部卿宮、青柳折り返しおもしろくうたひたまふ。

○源氏若菜上 『源氏物語』「若菜上」に次のようにある。

めづらしき物一つばかり弾きたまふに、ことごとしからねど、限りなくおもしろき夜の御遊びなり。唱歌の人々御階に召して、すぐれたる声の限り出だして、返り声になる。夜の更けゆくまゝに、物の調べどもなつかしく変りて、青柳遊びたまふほど、げにねぐらの鶯おどろきぬべく、いみじくおもしろし。

○伊勢が集 『伊勢集』三五〇に、

故中務宮琴を借りたまひて、御返したまふとて

あづまこと はるのしらべを かりしかば かへし物とも おもはざりけり

とある。またこれに続く伊勢の返歌三五二に、

返し

ほどもなく 返すにまさる ことのねは 人のとがめぬ ねをや添ふらん  
とある。

(頭注)

○春のしらべ……この頭注は、

春の調、則ち呂の返しものと云ふ事。

是等に随ひて説く時は、呂より律に返り、又律より呂に返す、皆返し物と云ふ歟。

の意であらう。

【参考文献】

- 『古今和歌集』（新編日本古典文学全集、小学館一九九四）  
 『古今和歌集』（新潮日本古典集成、新潮社一九七八）  
 『古今和歌集』（新日本古典文学大系5、岩波書店一九八九）  
 『三五要録』藤原師長撰（書陵部蔵、伏931、写本十二軸。国文学研究資料館デジタル画による）  
 『残夜抄』藤原孝道撰（伏見宮旧蔵楽書集成 三）所収、宮内庁書陵部編図書寮叢刊、一九九八）  
 『残夜抄』藤原孝道撰（『群書類従』第十九輯「管絃部」卷第三百四十七所収、続群書類従完成会一九五九）  
 『古今余材抄』契沖撰（『契沖全集』第八卷、岩波書店一九七三）  
 『古今余材抄』契沖撰（『契沖全集』第五卷、朝日新聞社一九二六）  
 『源氏物語』三・四（新編日本古典文学全集、小学館一九九六・一九九六）  
 『源氏物語』四・五（新潮日本古典集成、新潮社一九七九・一九八〇）  
 『源氏物語』二・三（新日本古典文学大系、岩波書店一九九四・一九九五）  
 『伊勢集全釈』関根慶子、山下道代著（私家集全釈叢書、私家集全釈叢書刊行会、風間書房一九九六）  
 『校註伊勢集』関根慶子・村上治・小松登美共著（不昧堂書店一九五二）